

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月21日
【会社名】	株式会社フレンテ
【英訳名】	Frente Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 孝
【本店の所在の場所】	東京都板橋区成増五丁目 9番7号
【電話番号】	03-3979-2115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理管掌 藤原 潤也
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区成増五丁目 9番7号
【電話番号】	03-3979-2115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理管掌 藤原 潤也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,377,830,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8番16号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	653,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成24年5月21日（月）開催の取締役会において決議されております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	653,000株	1,377,830,000	688,915,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	653,000株	1,377,830,000	688,915,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は688,915,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,110	1,055	100株	平成24年6月20日（水）	-	平成24年6月20日（水）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われな  
いこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フレンテ 総務広報部	東京都板橋区成増五丁目9番7号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 成増支店	東京都板橋区成増二丁目11番2号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,377,830,000	8,000,000	1,369,830,000

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、登記費用等を見込んでおります。

## (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
生産性の向上、品質の向上及び機能拡充を目的とした関東工場及び京都工場の食品製造設備(当社の連結子会社(完全子会社)である株式会社湖池屋が所有)の更新	800	平成24年7月～平成26年6月
当社の連結子会社(完全子会社)である株式会社湖池屋による新規開発商品製造設備の新設	570	平成24年7月～平成26年6月

(注) 調達した資金について、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社取引銀行への預金で保管する予定です。持株会社である当社は、支出予定時期において、当社グループの事業を行う株式会社湖池屋に対して、上記の差引手取概算額を融資し、同社において借入れた金銭を上記の資金使途に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	日清食品ホールディングス株式会社
	本店の所在地	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 第63期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 平成23年6月29日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 第64期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日） 平成23年8月9日 関東財務局長に提出</p> <p>第64期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日） 平成23年11月8日 関東財務局長に提出</p> <p>第64期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日） 平成24年2月7日 関東財務局長に提出</p>
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社の発行済株式総数の5.03%を保有しております。
	人事関係	日清食品ホールディングス株式会社の子会社である日清食品株式会社より出向者2名を当社子会社である株式会社湖池屋に受け入れております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	<p>割当予定先は、当社の業務提携先であります。提携の具体的内容は以下のとおりです。</p> <p>商品開発およびマーケティングに関する分野</p> <p>a) 「UNIQUE PROJECT」を基軸として両社のもつブランドと独自の技術の掛け合わせにより商品ラインアップを拡充し、新たなブランド価値の創造を行う。</p> <p>b) 両社がこれまで牽引してきたスナック菓子および即席めんのカテゴリーを横断した、これまでにない新たなコンセプトブランドの創造・育成を行う。</p> <p>営業に関する分野</p> <p>両社の菓子流通および即席めん流通チャネルにおける強みを掛け合わせ、流通の全業態・全エリアでの営業協力をを行う。</p> <p>資材調達機能、生産機能、物流機能などの機能面および安全に関する分野</p> <p>a) 資材調達に関し、共同調達の実施および新たな調達方法の検討を行う。</p> <p>b) 両社間の最適な生産および物流ラインの相互利用を行う。</p> <p>c) 業界随一の安全・安心体制の更なる向上を目指し、品質検査機能の共有化を行う。</p> <p>海外事業に関する分野</p> <p>a) 両社海外事業の収益構造の向上を目的としたビジネスモデルの検討を進める。</p> <p>b) 海外現地のマーケティング調査データの共有を行う。</p>

## c 割当予定先の選定理由

当社と割当予定先である日清食品ホールディングス株式会社（以下「日清食品HD」といいます。）は、両グループが目指す経営ビジョンの実現に向け、当社と日清食品HDとの間で平成23年5月11日付で締結した業務・資本提携契約（以下「本業務・資本提携契約」といい、同契約に基づく業務・資本提携を「本業務・資本提携」といいます。）に従い設置された協働推進委員会（注）のもと、開発・マーケティング・調達・生産・営業といった事業活動全般における協働関係の構築・強化を進めてまいりました。

商品開発およびマーケティングに関する分野では、「今までにない、楽しく、驚きのある、ユニークな商品作り」をテーマに平成22年7月に立ち上げた「UNIQUE PROJECT」がさらに進展しました。具体的には、かかるプロジェクトの一環として、平成23年6月に第3弾商品を発売しました。そして、第4弾となるコラボレーション商品を現在展開中であり、お客様から好評を得ております。また、新技術を活用した新規開発商品の取り組みも着々と進んでおります。営業に関する分野では、大手企業への共同商談や営業支援システムの構築を検討するなど関係強化を図っております。資材調達機能、生産機能、物流機能などの機能面に関する分野では、一部資材の共同調達を実施し、また、日清食品HDグループと共同して物流体制を見直すことにより、物流効率化を推し進めております。日清食品HDグループとの間の人的交流も進んでおり、現在、日清食品HDの子会社である日清食品株式会社より出向者2名を当社子会社である株式会社湖池屋に受け入れております。

本業務・資本提携契約においては、協働推進委員会において、本業務・資本提携の効果が十分に生じたものと判断された場合には、日清食品HDが当社株式を追加取得し、当社の発行済株式総数の20%に相当する株式を保有することを検討するものとしていたところ、上記のとおり事業活動全般での協働関係が一層深まっている現状を踏まえ、協働推進委員会ではこの1年間の取り組みによる成果を高く評価し、今後一層の協働関係の強化に取り組むことで両社グループの企業価値が向上するとの判断で合意しました。そして今般、両グループの関係をより強固なものとするべく、当社と日清食品HDは、平成24年5月21日付で本業務・資本提携契約を変更する旨の契約（以下「本変更契約」といいます。）を締結し、日清食品HDにおいて当社株式を追加取得して当社は日清食品HDの持分法適用会社となるとともに、本業務・資本提携の内容の見直しを行うこととしました。

本変更契約による本業務・資本提携の変更によって、両社グループは、より一層、顧客に対する新たな価値の迅速かつ効率的な提供が可能となり、更なる企業価値の向上につなげることができるものと判断しております。

当社は、かかる本業務・資本提携の変更に伴い、当社と日清食品HDの間において、開発・マーケティング・調達・生産・営業といった事業活動全般での協働関係の構築・強化を図るため、また、本第三者割当によって調達する資金を、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、当社連結子会社（完全子会社）である株式会社湖池屋が所有する食品製造設備の更新及び同社による新規開発商品製造設備の新設に充てることによって（当社は同社に対して本第三者割当によって調達する資金を融資します。）、事業の効率化に加え、更なる需要増への対応や新たな顧客の開発を可能とするため、本第三者割当を行うこととし、割当予定先として日清食品HDを選定いたしました。

（注）当社と日清食品HDは、業務提携の効果を迅速かつ最大に発揮させるため、機能別ワーキンググループを編成し、具体的な実行計画を立てて遂行して行くこととしており、各ワーキンググループの活動を総合的に取り纏める協働推進委員会（委員長：当社代表取締役社長小池孝及び日清食品HD代表取締役社長安藤宏基氏）を組織しております。

なお、上記変更後の本業務・資本提携契約の主な内容は、以下のとおりです。

#### 業務提携に関する事項

業務提携については、主に以下の内容の相互協力を想定しています。なお、本日の変更契約の合意に基づき、協働推進委員会のもとで、具体的業務を速やかに協議・検討する予定です。

#### ア 商品開発およびマーケティングに関する提携内容

- a) 「UNIQUE PROJECT」を基軸として両社のもつブランドと独自の技術の掛け合わせにより商品ラインアップを拡充し、新たなブランド価値の創造を行う。
- b) 両社がこれまで牽引してきたスナック菓子および即席めんのカテゴリーを横断した、これまでにない新たなコンセプトブランドの創造・育成を行う。

#### イ 営業に関する提携内容

両社の菓子流通および即席めん流通チャネルにおける強みを掛け合わせ、流通の全業態・全エリアでの営業協力をを行い、両社グループのマーケット力を向上させる。

#### ウ 機能面に関する提携内容

- a) 資材調達に関し、共同調達の拡大実施および新たな調達方法の検討を行う。
- b) 両社グループの最適な生産技術の開発および物流ラインの相互利用を行う。
- c) 業界随一の安全・安心体制の更なる向上を目指し、品質検査機能の共有化を行う。

#### エ 海外事業に関する提携内容

- a) 両社海外事業のグローバル化を目的とした最適ビジネスモデルの構築を進める。
- b) 海外現地のマーケティング調査データの共有を行う。

#### オ 人的交流

- a) 事業活動の効率化および迅速化を図るために人材の相互交流を行う。
- b) 日清食品HDは資本提携に沿って当社の経営に関与する人材を出向させる。

#### 資本提携に関する事項

本日現在、日清食品HDは、当社の発行済株式総数の5.03%に相当する数の株式を保有しています。

当社と日清食品HDは、以下の方法により、日清食品HDが当社の株式を追加取得し、当社を日清食品HDの持分法適用会社とします。

まず、当社は、本第三者割当により当社の新株式を653,000株発行し、日清食品HDは、これを全て引き受けることとします。これにより、日清食品HDは、当社の発行済株式総数の19%に相当する数の株式を保有することとなります。

その後、日清食品HDは、平成24年8月下旬を目処として、当社主要株主が保有する当社株式のうち44,500株(当社の発行済株式総数の1%に相当)を立会外市場取引により取得することとします。これにより、日清食品HDは、当社の発行済株式総数の20%に相当する数の株式を保有することとなります。

#### d 割り当てようとする株式の数

日清食品HD(日清食品ホールディングス株式会社) 653,000株

#### e 株券等の保有方針

当社は、日清食品HDが当社株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、日清食品HDから、本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社に書面で報告すること、当社が当該報告の内容を株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に書面にて報告すること、及び当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることにつき同意することについて確約を行う旨の内諾を得ております。

#### f 払込みに要する資金等の状況

当社は、日清食品HDが平成23年6月29日付で関東財務局長に提出した第63期有価証券報告書に記載の財務諸表(平成23年3月末時点)における総資産額(315,312百万円)、純資産額(225,176百万円)及び現預金の額(28,186百万円)、同社が平成24年2月7日付で関東財務局長に提出した第64期第3四半期報告書に記載の四半期連結財務諸表(平成23年12月末時点)における総資産額(409,045百万円)、純資産額(278,959百万円)及び現預金の額(63,026百万円)並びに同社が平成24年4月27日に公表した第64期の決算短信(注)に記載の財務諸表(平成24年3月末時点)における総資産額(326,086百万円)、純資産額(227,406百万円)及び現預金の額(42,732百万円)の状況を確認した結果、日清食品HDは本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な資金を有しているものと判断しております。

(注) 決算短信は金融商品取引法に基づく監査手続の対象外であり、公表日時点において、当該決算短信に記載の財務諸表につき金融商品取引法に基づく監査手続は終了しておりません。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日清食品HDは、株式会社東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しており、同社が各証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載している行動規範(6)「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断する。」との内容を確認し、当該割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成24年5月18日）までの過去1ヶ月間の大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値である2,011円を基準として、これに4.92%のプレミアム率を乗じた2,110円といたしました。なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値1,945円からのプレミアム率が8.48%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値1,974円からのプレミアム率が6.89%、直前営業日の終値1,918円からのプレミアム率が10.01%であります。

過去1ヶ月間の平均値を基準とした理由は、市場における当社株式の売買出来高や株価変動の状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の終値を参考とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、一定期間の平均値を採用する場合も、なるべく本第三者割当と時間的に近接した期間とすべきと判断したためであります。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、本日開催した本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役3名）は、本第三者割当の実施を決議した取締役会において、発行価格である2,110円は、当該取締役会決議日の直前営業日の大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値、当該取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の終値平均値のいずれの株価からもプレミアムを有することから、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等も考慮し、上記発行価格が割当予定先に特に有利な価格には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は653,000株（議決権6,530個）であり、本第三者割当により、当社の平成23年12月31日現在の発行済株式数3,788,000株（総議決権数37,869個）に対して17.24%の割合（総議決権に対する割合17.24%）で希薄化が生じることとなります。

しかし、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」のとおり、日清食品HDとの本業務・資本提携によって、顧客に対する新たな価値の迅速かつ効率的な提供が可能となることなどを勘案すれば、本第三者割当による日清食品HDとの関係の強化は、当社グループの企業価値の向上につながるものであります。したがって、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当は、下記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、希薄化率が25%未満であり、新たに支配株主となる者は生じないため、大規模な第三者割当に関する事項について該当はないものの、支配株主の異動（支配株主であった株主が支配株主ではなくなります。）を伴うことから、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとる必要があります。

そのため、当社は、経営者から一定程度独立していると認められる社外監査役の村上道夫氏（当社の独立役員として大阪証券取引所に届け出ております。）、星一雄氏及び上平徹氏に対し、本業務・資本提携の変更後の内容のほか、本第三者割当に係る調達資金の金額、その具体的な用途及び支出予定時期、資金調達方法や発行価格等の合理性、本第三者割当による当社グループの企業価値の向上その他必要と思われる事項の説明を行うとともに、同氏からの質問に対して回答しました。

村上道夫氏、星一雄氏及び上平徹氏は、上記の説明等を踏まえ、慎重に検討を行った結果、本第三者割当は、当社と日清食品HDの協働関係を強化し、当社の財務基盤を安定させるとともに、今後の当社グループの企業価値の向上に資するもの

であってその必要性が認められ、かつ、本第三者割当による希薄化率、発行価格の決定方法、資金使途などを考慮すれば、他の資金調達方法との比較における相当性も認められると判断し、当社に対し、平成24年5月18日付でその旨の意見書を提出しております。

当社取締役会は、村上道夫氏、星一雄氏及び上平徹氏の上記意見書の内容を踏まえ、本第三者割当による新株式の発行を決議したものであります。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成23年12月31日現在の当社の発行済株式総数3,788,000株に係る議決権の総数は37,869個で、本第三者割当により発行される新株式653,000株に係る議決権数は6,530個となるため、発行済株式総数に対して17.24%（議決権数に対して17.24%）の割合となり、希薄化率は25%未満であり、また、本第三者割当によって新たに支配株主となる者は生じないため、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
小池 孝	東京都渋谷区	911,120	24.06%	911,120	20.52%
日清食品ホールディング ス株式会社	大阪市淀川区西中島四丁目 1番1号	190,700	5.04%	843,700	19.00%
小池 陽子	東京都練馬区	487,220	12.87%	493,120	11.11%
岸田 篤子	東京都中野区	320,080	8.45%	320,080	7.21%
フレンテグループ従業員 持株会	東京都板橋区成増五丁目9 番7号	215,720	5.70%	215,720	4.86%
小池 涉	東京都港区	188,000	4.96%	188,000	4.23%
有限会社ダブリュー・ ビー・ファイン	東京都渋谷区初台一丁目46 番10号	180,000	4.75%	180,000	4.05%
小池 裕子	東京都渋谷区	73,400	1.94%	73,400	1.65%
岸田 美奈子	東京都中野区	41,600	1.10%	41,600	0.94%
岸田 亮	東京都中野区	41,600	1.10%	41,600	0.94%
岸田 俊	東京都中野区	41,600	1.10%	41,600	0.94%
計	-	2,691,040	71.06%	3,349,940	75.45%

(注) 1. 新株式発行前の大株主構成は平成23年12月31日時点の株主名簿を基に作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当に係る新株式発行後の当社株式（単元未満株式及び自己株式を除きます。）に係る議決権数（44,399個）に対する割合です。
4. 本第三者割当の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成23年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）及び四半期報告書（第36期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月21日）までの間において追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」の追加部分のみ記載したものであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年5月21日）現在において当社グループが判断したものです。

#### ・株式の希薄化に関するリスク

本第三者割当により発行される普通株式653,000株の発行済株式総数（3,788,000株）に占める割合は17.24%（議決権数に対して17.24%）であり、本第三者割当に係る募集株式が発行された場合、当社普通株式1株当たりの価値に希薄化を生じさせます。この結果、当社の株価や当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第35期事業年度）の提出日（平成23年9月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月21日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

平成23年10月3日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年9月27日

#### (2) 当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、小池孝、田子忠、藤原潤也、高野郁郎、鈴木悟の5氏を選任するものです。

#### (3) 出席株主およびその議決権の数

議決権を行使することができる株主の数 3,385名

議決権を行使することができる株主の議決権の数 37,868個

出席株主数 1,097名

出席株主の議決権の数 32,968個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
議案					
小池 孝	32,151	29	0	97.52%	可決
田子 忠	32,170	10	0	97.57%	可決
藤原 潤也	32,165	15	0	97.56%	可決
高野 郁郎	32,170	10	0	97.57%	可決
鈴木 悟	32,166	14	0	97.56%	可決

(注) 1. 議案の可決要件は次のとおりです。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率の欄には、出席株主の議決権の数に対して、賛成であることが確認できた議決権の割合を記載しております。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前営業日までの事前行使分および当日出席の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権のいずれであるかにつき確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日	平成23年9月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第36期 第3四半期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月11日

株式会社 フレンテ

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 堤 佳史 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 津田 良洋 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 坂東 正裕 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年7月1日から平成24年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月22日

株式会社フレンテ

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 佳史 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フレンテの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フレンテが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年9月12日

株式会社フレンテ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 佳史 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フレンテの平成23年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フレンテが平成23年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月22日

株式会社フレンテ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 佳史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテの平成22年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年9月12日

株式会社フレンテ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 佳史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンテの平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。